

設立委員の事務について

設立委員の主な事務は以下のとおりである。

主務大臣への設立の準備の完了の届出

独立行政法人の理事長となるべき者への設立に関する事務の引継

(参考)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。